

近畿中国森林管理局入札等監視委員会 苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和5年7月19日（水曜日）近畿中国森林管理局 研修室			
委 員	岩本 大 （岩本会計事務所 公認会計士） 東 尚吾 （山口法律会計事務所 弁護士） 平田 ちさ （ビギンズ会計事務所 税理士）			
再苦情申立概要	申 立 日	件 名	契約方式	契約年月日
	令和5年6月12日	本谷奥山腹工事	一般競争入札 （総合評価落札方式 施工体制確認型）	令和5年6月5日
	内 容 等 契約状況として、ホームページで公表された積算内訳書の金額と電子入札ダウンロードシステムで公表された材料明細書記載の単価に基づき積算した金額が異なることの説明と申立者が落札者とならなかった理由の説明について、入札監視委員会による再苦情処理手続を踏まえ、適正に措置すること。			
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問		回 答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会の審議結果	1 本入札執行は、全ての入札参加者が誤った公表単価を参考として使用したものと推測されることから、同一条件の下で入札が行われたものと想定される。しかしながら、修正した正しい単価を用いて予定価格及び調査基準価格を算出して入札を執行した結果、本来の入札順位と異なる入札結果となったことに鑑み、入札執行の手続きが公正に実施されていないと判断する。 2 公表単価誤謬の原因は、担当者の失念や上司等の確認不足など、適切な事務手続きが行われていないため発生したものと判断され、公正性の確保を図るための対応、認識が欠如していたと言わざるを得ない。 3 近畿中国森林管理局においては、当事案発生について猛省するとともに、具体的かつ実効性のある再発防止策を策定・実行し、再発防止の徹底に努め、入札執行等の透明性・公正性・公平性を確保して、今後も治山事業の実施を含む国有林全般の適切な管理について、国民の負託に応えられる事業に取り組まれることを望む。			

意見・質問	回 答
再苦情申立事案について、案件概要、経緯等について説明されたい。	【工事概要を以下のとおり説明】 工事名 : 本谷奥山腹工事(治山工事) 工事概要 : 山腹工(航空緑化導入工) 4.77ha 発注者 : 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署 入札方式 : 総合評価落札方式(施工体制確認型) 入札公告日 : 令和5年4月19日 入札日 : 令和5年5月30日 入札参加者 : 3者 契約日 : 令和5年6月5日 工期 : 令和5年6月6日～12月25日 【入札及び再苦情申立に係る経緯を以下のとおり説明】 ① 4月19日、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署(以下、「鳥取署」という。)が入札公告を実施。電子入札ダウンロードシステム上に、見積単価等を記載した材料明細書等を公表。 ② 5月22日、鳥取署が事前に徴収していた3者見積を使用し、署決定単価を決裁。 ③ 5月29日、鳥取署が②の署決定単価を使用し、予定価格及び調査基準価格を決定。 ④ 5月30日、鳥取署が入札を執行。応札額が調査基準価格を上回った業者Aに施工体制評価点30点、応札額が調査基準価格未満であった業者B及び申立者に施工体制評価点10点を付与。総合評価落札方式による入札の結果、入札順位は1位が業者A、2位が業者B、3位が申立者となり、業者Aを落札者と決定。 ⑤ 5月31日付け文書により、申立者が自社の施工体制評価点が10点である理由について説明を要求。 ⑥ 6月5日、鳥取署が落札者の業者Aと契約を締結。 ⑦ 6月7日、鳥取署が申立者からの説明要求に対し、10点の付与は入札金額が調査基準価格未満であったことを文書により回答。 ⑧ 6月12日付け文書により、再度、申立者が、契約状況としてホームページで公表された積算内訳書の金額と電子入札ダウンロードシステムで公表された単価に基づき積算した金額が異なること、入札監視委員会による再苦情処理手続を踏まえて適正な措置を講ずることを要求。 ⑨ 6月12日、鳥取署が4月19日に公表した材料明細書に記載した見積単価に誤りがあり、予定価格及び調査基準価格算定に用いた署決定単価と相違があることを確認。
材料明細書記載の単価に誤りが生じた理由について説明されたい。	【材料明細書記載単価の誤りの経緯を以下のとおり説明】 関係職員からの聞き取り調査等により事実確認を行った結果、 ① 徴収していた3者見積書を用いて見積単価を算定する際に計算を誤り、誤った単価を材料明細書に記載した。見積単価の検算等の確認が不十分であり、誤りに気付かなかった。 ② 本来ならば入札公告前に決裁を了すべき署決定単価の決裁の起案が遅れた。 ③ 署決定単価の決裁時に、公表済の材料明細書に記載した見積単価との相違や公表している材料明細書の修正の必要性に気が付かなかった。これらの原因により、材料明細書記載の見積単価に誤りが発生したことが確認された。

材料明細書記載の単価の誤りが入札手続に与えた影響について説明されたい。	【工事費内訳書の分析について以下のとおり説明】 各応札者から提出された工事費内訳書を分析した結果、 ① 直工費及び共通仮設費に関し、材料明細書記載の見積単価を用いて試算した積算価格と、各応札者の積算価格の整合性が高いことから、各応札者とも材料明細書記載の見積単価を参考に積算していた可能性が高い。 ② 各応札者とも、直工費及び共通仮設費は材料明細書を参考に積算し、現場管理費及び一般管理費を調整することにより、最終的な応札金額を決定した可能性が高い。 これらのことが推測された。 【材料明細書記載の見積単価の誤りによる影響を以下のとおり説明】 ① 仮に、誤りのある材料明細書記載の見積単価で積算した予定価格と調査基準価格で入札が執行された場合、3者とも応札額が調査基準価格を上回ることから、施工体制評価点30点が付与され、入札順位は、1位が業者B、2位が申立者、3位が業者Aとなっていた。 ② 実際には、修正した署決定単価で積算した予定価格と調査基準価格で入札を執行した結果、応札額が調査基準価格を上回った業者Aに施工体制評価点30点を付与、調査基準価格未満であった業者Bと申立者に施工体制評価点10点を付与し、総合評価落札方式による入札の結果、入札順位は1位が業者A、2位が業者B、3位が申立者となり、材料明細書記載の見積単価の誤りにより、入札順位が変動した。
契約相手方の現在の事業実施状況について説明されたい。	業者Aから提出された意見書により説明